

恐ろしいシンナー乱用から青少年を守ろう

青少年のシンナー、ボンド乱用の風潮が、いぜんとして全国的にまん延しています。シンナー、ボンドは第三の麻薬といわれますが、むしろ麻薬より恐ろしい中毒症状をおこすといわれます。

これを常習的に吸入しますと強いめいてい状態になり、自制心がなくなりますが、最もおそろしいのは理性や判断力を支配する中枢神経がおかされることで、このため粗暴な犯罪を犯すという例が多いと言われます。また乱用によって肉体がおかされ、魔人同様になるとか死亡するという事件が、つぎつぎに起っています。

次の世代をになう若い人たちが一時の好奇心から、一生をあやまる道に踏みこんでしま

ふる里の話題

大原幽学と横芝町(一)

「世界で一番早く協同組合を作り、幕末の疲弊し切った農村を振興させた二宮尊徳と併称される人、」と香取郡干潟町大原幽学保存館発行の案内書の一節である。天保六年(一八三五年)下総国長郡村(千潟町)名主遠藤氏の懇望で此の地に草鞋を脱ぎ、安政五年(一八五八年)に幕府の庄政によって自刃して果てるまで、幽学の教と道義は天性の人格と自ら備えた深い蘊蓄により数多くの門弟を育成し、遺教は土地改良となり、生活改善となって村落の隅々まで

まうというのは、社会全体の大きな損失です。わたしたちのまわりからの危険な風潮をなくすよう、

放飼いの犬は捕獲

県が取締条例制定

飼犬に人がかまれたり、家畜がかみ殺されたり、農作物が荒されたり、甚しい例は幼児が殺されて社会問題となっています。このような被害を未然に防ぐため、県では犬取締条例を制定して一月一日から施行し、取しまりを強化することになりました。

主な内容

①犬は必ずつないで飼わなければならない。②不要の犬は保健所長に届け出てその指示に従わなければならない。③飼犬が人をかんだときは、保健所に届けなければならない。

家庭でも学校でも、そして社会の人たちみんなが協力しあっていきたいものです。

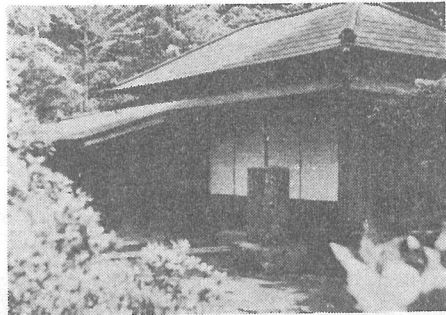
◎知事は、犬の飼い主に對し、危害を防ぐため犬に口輪をかけるなど必要な処置を命ずることがある。◎つながらない犬は捕かくする。◎知事は、やむを得ない場合は、野犬はもちろんで、放し飼いの犬も撲殺することがある。◎悪質な犬の飼い主はやむを得ず罰することがある。

この条例は犬を飼う人に、正しい犬の飼い方を知って、真の愛犬家となってもらい、明るい安心して住める千葉県にするためのものです。

○四月真理谷に至り、翌二日松崎村紋左衛門方に至る。明る三日日本納笹屋泊り、四日東金郷や泊り、明る五日屋形村忠左衛門殿方に至る、翌六日清水不動院に至り、七日屋形西照寺、翌八日海保惣兵衛殿に至り、十日出立して一宮治兵衛殿に至る、十三日出立して松崎村山越古蔵殿に至る逗留数日、性学を講談す。

(右のように各地を訪ねては性理学を講じ普及につとめていることがわかる。)

(未完)



の著書「性学日誌」「口まめ草」「陸奥徒々草」等によって右主に伴はれて逗留しけり。二十八日出立、忠左衛門主に案内せられ清水村不動院に至り逗留、九月二日出立、(右の海保忠左衛門と萬や平蔵方にて同宿した事)奇縁となり、後しばしば屋形の地に足を向けたものと思われ。この忠左衛門とは、現在史談会々員である筆者の友人海保忠氏の先代であること(○印は原文のまま)

尚、ここに載せるのは筆者が適当に取捨してあるので全文ではない故御了承を乞う。

○天保三年五月二十一日東金

○天保七年五月十六日 屋形村西照寺に至る。二十日海保

○十二日屋形村を出立して一宮に至る。

○天保七年五月十六日 屋形村西照寺に至る。二十日海保

写真は香取郡干潟町大原幽学保存館構内にある幽学の住居(国指定文化財)